

これまでの経緯及び今回の検討事項について

1. 検討の概況

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項に基づく環境基準の水域類型の指定について、政府が類型指定を行うとされている水域は、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成 5 年政令第 371 号）に基づき、47 水域（陸域 37 水域、海域 10 水域）となっている。（参考資料 1 参照）

水域類型の指定については、水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）に基づき、水域の様態の変化等事情の変更に伴い適宜改定することとされている。また、環境基準の達成期間内における達成が困難と考えられる水域については、暫定目標を設定し、段階的に水質改善を図ることとされている。（参考資料 2 参照）

現在、平成 13 年 9 月 25 日付け諮問第 17 号により中央環境審議会に対してなされた「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて（諮問）」及び平成 13 年 9 月 26 日付け中環審 28 号により中央環境審議会水環境部会に対してなされた「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて（付議）」により（参考資料 3 参照）、陸域（河川・湖沼）における BOD 又は COD、全窒素（T-N）・全リン（T-P）等の類型指定の見直しの検討を随時行っており、これまで、以下の答申がなされ、類型指定の見直し等が行われている。

平成 14 年 ・阿賀野川、阿武隈川等 6 河川（上位類型への見直し）

平成 15 年 ・綾瀬川、神流川等 4 河川（上位類型への見直し）
・四十四田ダム、矢木沢ダム等 14 湖沼（河川類型から湖沼類型へ変更）
⇒うち松原ダムは、T-N の暫定目標を設定

平成 20 年 ・江戸川、荒川等 4 河川（上位類型への見直し）
・味噌川ダム、長沢ダム等 4 湖沼（河川類型から湖沼類型へ変更）
⇒うち須田貝ダムは、T-N・T-P の暫定目標を設定

平成 22 年 ・渡良瀬川、相模川 2 河川（上位類型への見直し）
・深山ダム、川治ダム等 4 湖沼（暫定目標の見直し）
⇒うち川治ダムは T-P、土師ダムは T-N・T-P の暫定目標を再設定
・相模ダム、城山ダム 2 湖沼（河川類型から湖沼類型へ変更）
⇒相模ダム、城山ダムは T-N・T-P の暫定目標を設定

- 平成 24 年 ・ 渡良瀬貯水池、荒川貯水池 2 湖沼(河川類型から湖沼類型へ変更)
⇒渡良瀬貯水池は COD、T-N・T-P の暫定目標を設定
荒川貯水池は COD の暫定目標を設定
- 平成 27 年 ・ 須田貝ダム貯水池等 6 湖沼(暫定目標の見直し)
⇒川治ダム貯水池は T-P の暫定目標を再設定、相模ダム貯水池、城山ダム貯水池、土師ダム貯水池は T-N・T-P の暫定目標を再設定
- 平成 29 年 ・ 渡良瀬貯水池、荒川貯水池 2 湖沼(暫定目標の見直し)
⇒渡良瀬貯水池は COD、T-N・T-P、荒川貯水池は COD の暫定目標を再設定
- 令和 3 年 ・ 大滝ダム貯水池、徳山ダム貯水池 2 湖沼(河川類型から湖沼類型へ変更)
・ 相模ダム貯水池等 3 湖沼(暫定目標の見直し)
⇒相模ダム貯水池、城山ダム貯水池、土師ダム貯水池は T-N・T-P の暫定目標を再設定

2. 今回の検討事項について

今回は、これまで既に類型指定されている水域のうち、暫定目標の期限が到来しており、見直しが必要な水域について検討を行うこととする。対象水域については、以下の通り。

表 1 暫定目標を見直す水域

水系名	河川名	名称	所在地	総貯水容量 (千 ³ m)	有効貯水容量 (千 ³ m)	ダム 管理者	環境 基準 類型	暫定目標	
								年度	項目 / (mg/L)
利根川水系	渡良瀬川	渡良瀬貯水池 (谷中湖)	栃木県	26,400	26,400	国土交通省	湖沼AIII	R4	COD 5.5 T-N 1.0 T-P 0.078
荒川水系	荒川	荒川貯水池 (彩湖)	埼玉県	11,100	10,600	国土交通省	湖沼AIII (窒素除く)	R4	COD 3.7